

総行応第126号
令和7年3月31日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務大臣
(公印省略)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律
の一部を改正する法律の公布について（通知）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第15号。以下「改正法」という。）は、令和7年3月31日に公布され、下記第二に掲げる日から施行することとされました。

本改正は、市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和及び内閣府の事務の期限の延長をその内容とするものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

改正法の施行に伴い、運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、別途通知する予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 組合員以外の者の事業の利用の特例

- 一 特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における組合員以外の者の利用割合の制限を緩和し、次の

とおりとされたこと。(第19条の2第1項関係)

1 一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の五十を超えてはならないこと。

2 一事業年度における組合員以外の者(関係市町村等を除く。)の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十を超えてはならないこと。

二 一の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人をいうこと。(第19条の2第2項関係)

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行するものとされたこと。ただし、二は、公布の日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1項関係)

二 内閣府設置法の一部改正

内閣府の所掌事務の特例の期限を5年延長し、令和12年3月31日までとされたこと。(改正法附則第2項関係)